

平成18年第2回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成18年9月21日 午前10時02分開議

出席議員

議長	55	番	大	関	久	義	君
副議長	14	番	畑	岡		進	君
	1	番	鈴	木		努	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	金	澤	克	彦	君
	4	番	蛭	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	佐	宗	裕	子	君
	7	番	成	田		正	君
	8	番	藤	枝		浩	君
	9	番	鈴	木	裕	士	君
	10	番	村	上		武	君
	11	番	鈴	木	貞	夫	君
	12	番	西	山		猛	君
	13	番	石	松	俊	雄	君
	15	番	鹿志	村	清	一	君
	17	番	萩	原	瑞	子	君
	18	番	飯	田	正	憲	君
	19	番	上	野	龍	一	君
	20	番	川	澄	清	子	君
	21	番	中	澤		猛	君
	22	番	川	崎	幸	助	君
	23	番	上	野		登	君
	24	番	菅	原		毅	君
	25	番	村	田	定	男	君
	26	番	箱	田	信	夫	君
	27	番	阿	内	武	臣	君
	28	番	高	安	勝	美	君
	29	番	宮	本		昇	君

30	番	横倉	きん	君
31	番	小磯	一章	君
32	番	町田	征久	君
33	番	枝川	永男	君
34	番	市村	博之	君
35	番	石田	好一	君
36	番	野原	義昭	君
37	番	赤津	榮之丞	君
38	番	杉山	一秀	君
39	番	斉藤	清英	君
43	番	柴沼	広	君
44	番	小園江	一三	君
45	番	須藤	勝雄	君
46	番	常井	茂男	君
47	番	竹江	浩	君
48	番	石崎	勝三	君
50	番	常井	好美	君
51	番	海老澤	勝男	君
53	番	山口	滋雄	君
54	番	小池	忠	君

欠席議員

16	番	海老澤	勝	君
52	番	藤枝	一弘	君

出席説明者

市長	長	山口	伸和	樹宏	君
助長	長	石川	島	勇	君
教育	長	飯井	久	君	
市長公室	長	永井	岡	久洋	君
総務部	長	畑岡	野口	直人	君
市民生活部	長	野口	藤法	男	君
保健福祉部	長	加藤	青木	繁	君
産業経済部	長	青木	澤	守夫	君
都市建設部	長	澤	島		

上下水道部長	早乙女 正 利 君
教育次長	塩田 満 夫 君
福祉事務所長	保坂 悦 男 君
行政改革推進室長	仲村 洋 君
笠間支所長	寺崎 滋 君
岩間支所長	成田 均 君
消防長	青木 昭 一 君
会計課長	郡司 弘 君

出席議会事務局職員

事務局長	鈴木 健 二
事務局次長	中田 明
次長補佐	柴山 昭
主査	飛田 信 一
係長	山田 正 巳

議事日程第5号

平成18年9月21日(木曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時02分開議

開議の宣告

議長(大関久義君) 皆さんおはようございます。

ご報告を申し上げます。ただいまの出席議員は49名であります。本日の欠席議員は、16番海老澤 勝君、52番藤枝一弘君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事

務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（大関久義君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、7番成田 正君、8番藤枝 浩君を指名いたします。

一般質問

議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

なお、昨日の一般質問で、後日回答することになっておりました通学路の危険箇所についての報告がありますので、報告をいたさせます。

教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 昨日、8番藤枝議員のご質問の中に、通学路の危険箇所は何カ所かというご質問ございました。714カ所ほどございます。

内容につきましては、交通量が多い、見通しが悪い、人家がなく、または少なく1人になる通学路、それから、過去に不審者が出没したような箇所等合わせまして714件でございます。以上でございます。

議長（大関久義君） 通告順に発言を許可いたします。

最初に、32番町田征久君の発言を許可いたします。

32番町田征久君。

〔32番 町田征久君登壇〕

32番（町田征久君） 32番町田です。

さきに通告しました1、県道南指原停車場線の進捗状況について。2、新355号線旧岩間羽鳥の開通時期はいつごろになるのか。3、米の減反政策についての3点を質問いたします。

最初に、県道南指原停車場線の開通は、旧岩間町では、旧笠間市に通ずる最短の道路と

位置しております。開通に期待しております。残っている地域の地権者は、すべて同意済みとのこと、今後、市として県にどのような形で進めていくのかお尋ねします。

2点目、新 355号線の開通がおくれ、旧岩間町羽鳥の間ができ上がらないためでしょうか、いつごろ開通するのかお尋ねします。

3点目、米の減反政策。1市2町の減反政策が多少違っていました。今年度はどのような形で統一されるのか。また、国の減反政策が8月までには骨子が発表されるわけでしたが、現在までの減反政策をお尋ねします。

以上、3点について質問いたします。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 町田議員のご質問にお答えいたします。

まず県道南指原岩間停車場線の進捗状況ということでございます。

この県道は、旧岩間町下郷地内の国道 355号から吾国山道祖神峠の県道笠間つくば線に至る延長約 7.7キロメートルの一般県道です。この道路の国道 355号から旧岩間町長沢地区までの約 6.2キロメートルは、平成6年度までに整備が完了しておりますが、ここから道祖神峠に至る 1.5キロメートルの区間が山岳ルートとなっており、いまだ未整備の状況にあります。この山岳ルート区間についても、現在事業には着手しており、これまでのところ全体の約33%に当たる用地の取得が済んでおります。残りの未買収地のうち約6割が国有林となっておりますので、平成18年度には、この国有林の保安林の解除並びに払い下げ申請をするとのことでございます。今後、2カ年程度かけて用地の取得をする予定でございます。また、これに合わせ、長沢地区よりの民地の用地買収も進めることとしており、民有地については、平成18年度に用地の取得がほぼ完了する予定でございます。

本市といたしましては、早期に工事に着手できるよう、引き続き、県と協力して事業推進に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、新 355号の開通時期ということでございます。

これはバイパスでございまして、本バイパスは、現在、旧岩間町市野谷地内の県道上吉影岩間線から旧八郷町成井地内で国道 355号に合流するまでの区間でございまして、この間にはJR常磐線跨線橋の新設を含んでおりまして、約 2.8キロメートルの区間で事業が進められております。このうち、旧岩間町区間の約 1.4キロメートル区間につきましては既に用地の取得が完了し、工事も概成している状況にあります。

一方、旧八郷町区間の同じく 1.4キロメートルにつきましては、現在JR常磐線跨線橋の建設工事に着手しており、これまでに一部の橋脚が完了しております。今後、三、四年をかけた橋げたを乗せる工事をする予定でございます。しかしながら、この八郷町区間につきましては、用地の取得が困難な箇所が1カ所ほど残されております。現在、鋭意用地交渉を進めているとのことでございます。県では、今後ともこの用地交渉に全力を挙げるとともに、橋の完了に合わせて開通ができるよう努力するとのことでございます。

また、岩間町区間では、全線の開通に先立って、工事の概成しております一部区間の供用開始ができないかとの話もあるようでございます。ただし、これにつきましては通過交通が生活道路に流入することも心配されるかと思いますので、今後地元と十分協議をして、対応してまいりたいと考えております。

本市といたしましては、一日も早い開通に向け県に協力し、事業の推進に取り組んでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 32番町田議員から、米の減反政策につきましてご質問をいただきました。

市におきます平成18年度の米の減反政策は、旧笠間、岩間、友部、それぞれ推進協議会で決定された事項を、次の市の各地区協議会として引き継ぎまして、今年度は従来どおり実施しております。

旧3市町の平成17年度の実績で、市内の水田面積の35%が減反されており、この過半が休耕等で占められ、国の施策で求めている自給率の低い麦、大豆、それから飼料作物及び地力増進等の団地等は190ヘクタールで減反面積の20%でございます。国の交付金等につきましては、これらの団地等の育成に大半が使用されておりますが、各作物の補助単価及び配分方法等について相違があるのが現状でございます。

次年度におきましては、新たに始まります国の米政策の方針決定を受け、現在、新たな需給調整システムへの移行、旧市町村における制度及び交付金、補助金、単価等の相違の調整等の協議をJA及び関係機関等と実施しているところで、国県からの米の生産数量配分、産地づくり交付金の決定を受けて、12月までには統一したいと考えております。

国の方針としまして、水田農業の経営が難しい状況にかんがみ、米政策改革大綱で、平成22年度までに米づくりの本来あるべき姿の実現を目指すことになりました。平成19年から、担い手である認定農業者や集落営農組織に施策を周知させるとともに、新たな需給調整システムとして、国等からの米の需給に関する情報の提供に基づき、農業者、農業者団体が自主的に需給調整を実施するシステムとして、本年7月に実施要綱が制定されたところでございます。

市といたしましては、このような状況をかんがみまして、国等の制度を活用しながら、情報提供及び支援を行ってまいりますので、議員及び農業委員、さらには関係各位の特段のご協力を引き続きお願いするところでございます。以上でございます。

議長（大関久義君） 32番町田征久君。

32番（町田征久君） 再質問いたします。

まず、県道南指原停車場線のことでございますが、これは国有林だけが買収が残っているというような形で、民地はほとんど解決しているそうでございます。それでなぜ私が言うかということ、あそこの道路が余りに広いものですから、1日3台ぐらいは、長沢地区に、

笠間に通ずる道路だと思って入っていくんですね。それでまたUターンしてくるというような形が見られます。これは市の建設計画に入っているのか、また、一日も早い開通を願うというのが地元民の声でございます。

それから、2点目の355号線の開通のおくれですが、岩間地区にも筆界未定地が1カ所ありまして、それでおくれていたというような形が、それは解決しているんですね。それで1カ所だけまだだめな箇所があるということを知っております。これも全力を挙げて解決をお願いしたいと思います。

それから、米の減反政策でございますが、実際に八郷、岩間、友部、笠間、美野里もそうですが、一定の減反の補償金が出ていたわけではございません。ブロックローテーションをやりながら、昔の小美玉とあそこは違っています。

それから、旧友部町は、去年までは10アール当たりどのぐらいのブロックローテーションで、友部は、つくっていたのは麦でしたね、どのぐらいの金額をしていたのか。

それからもう一つ、産業経済部長にお尋ねしますが、現在どこの地域でも耕作不能田が数多く見られます。これは冬になると火災の原因にもなります。それで、新笠間市で、どのぐらいの耕作不能田があるのかお尋ねします。また、この対策についてはどのような形で進めていくのか。私も実際、近くの荒廃した耕作不能田のセイタカアワダチソウをボランティアで2反歩ばかり刈ったことがあるんですが、大変にこれは労力を提供するものでございます。市として、この不能田の荒廃地をどういう形で今後進めていくのか、恐らく、農業委員会の中にも出ていると思うのですが、わかる範囲内でお答えをしてもらいたいと思います。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤島守夫君。

都市建設部長（澤島守夫君） 県道南指原線の件でございますが、これにつきましては、おっしゃられるとおり、市の一体化をするために地域間、地区間の交通のネットワークを確立するということが非常に重要なことだと思っております。したがって、この区間については、もう県が既に事業化して、用地も、進捗は必ずしも早いとはいえませんが、私も努力していただいておりますので、何とか進めるように私どもも一生懸命後押ししていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それと、建設計画に入っているかというご質問でございますが、これは直接建設計画には入っておりません。

議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度のご質問の中で、今までの経緯の中のお話がありました。19年度から全く今までの経緯と変わって、今度は生産者みずからが自主的にやるというような方向に大きく変わりました。

そういう中で、一つは、友部の麦、大豆にどのぐらいの補助金を出しているのか、それぞれ各市町村で違ったところがございます。まず団地の中で、友部地区においては最高額

が6万5,000円出しております。これは担い手加算やら国の基本額、市の基本額合わせた額でございます。そのほか飼料作物とか、ソバとか、花卉とか、いろいろな区分がございます。それ以下に下がってきている現状でございます。こういうような整理を今年度しまして、来年からその統一を図っていくということで、大きく違うのは、旧岩間町が国の補助金だけで町の補助は出していないで進めてきた。そういう中では、笠間、友部については、国の補助プラス市と町の補助を上乗せしていたという経緯がございます。その辺の統一が今年度されるということでございます。

それから、耕作放棄地における問題ですが、全体面積の中で、2005年の農業センサスの調査では792ヘクタール、これは農地全体の耕作放棄地でございます。そのうち水田がどのくらいあるかという部分についてはセンサス上は出てきていませんが、概算で経営耕地全体の五十二、三%が水田ということですので、畑の方が比率的には耕作放棄地は高いのかなということで、細かい数字的には大体3割、4割程度なのかなというような推定をしております。そういう中では、2000年から2005年の間に約300ヘクタールくらい耕作放棄地がふえている現状でございます。

それから、火災の対策どういうふうにするのかと。年何回かそういう部分がございます。これは非常に難しい問題でございます。経営者であります農家に自主的にやってもらうような形で今まで進めてきました。これらにつきましては、土地改良区あるいは土地改良協議会等と連絡調整をしながら、その対策を進めていきたいということで考えております。以上でございます。

議長（大関久義君） 32番町田征久君。

32番（町田征久君） この耕作放棄田と畑、これはどんどんふえる傾向にあるんですね。畑に何をつくっていいかわからないというのが実情でありまして、実際に、お年寄り夫婦で畑を、田んぼをつくって、田んぼはまだつくってもらいますが、不在地主というような形で、10年も20年もつくっていないんですね。これは近所隣にやっってくださいといたって、大きい木が生えているんですからやりようがないのです。20年も大木が生えている耕作放棄田があります。

だから私が聞いているのは、市として、これは農業委員会の問題もあるでしょう、それから土地改良区の問題もあります。これは市と農業委員会、それから土地改良区、この三者でよく話し合って、ブロックローテーションのでき上がっている地区はきれいに整備されております。今後この問題を、もう何十年として解決していません、今後ふえる傾向にありますので、よろしく願います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 耕作放棄地の問題、非常に難しい問題でございます。端的に言えば、お金になればどんどん生産が進んで耕作放棄地は解決されていきます。そし

てまた八十五、六％が兼業という中で、本当に米が一番兼業の中では合っている作物、そしてまた機械が使えるということの中では、市としても、きのうも6番佐宗議員からそのような質問が出ました。これらにつきまして、議員ご指摘のように、市と農業委員会と、それから土地改良区、これらとさらに連携して協議をしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（大関久義君） 町田征久君の一般質問は終わりました。

次に、12番西山 猛君の発言を許可いたします。

12番西山 猛君。

〔12番 西山 猛君登壇〕

1 2番（西山 猛君） 12番西山 猛です。

一般質問通告しております。詳細が3件お願いしたいと思います。

公共事業の発注と新市づくりについてということで、三つに分けてみました。一つは、現在執行している入札制度について、評価できる点はどのような点か、また見直すべき点はあるか。

2番目、隣接市町を対象とする入札方式について、実行後得られた効果はどのような点か、具体的にお願したい。

3番目、必然的に談合問題が露呈する公共事業のあり方、これは9月6日付の新聞ですが、ご存じのように福島県の談合問題をずっと露呈しております。なかなかぬぐえない体質かなと、たまたまパーセントがここに平均落札価格97％超ということで出ております。そういう中で、当市においてもパーセントを見てもみますと、一概にこれをぬぐえないなという思いがありましたので、この点を質問したいと思います。それに対する対応策、どのような部分か、お聞きしたいと思います。

繰り返します。1番目、入札制度、市長が導入している入札制度、この中で評価できる点、まず一つ。それから見直す点、今後こういうふうに変えた方がいいかなという見直す点。そこには、低入札価格調査対象という結果になっている入札がありますね、この辺も詳しくわかりませんからお聞かせ願いたいと思います。

二つ目、隣接市町に、発注するシステムを考えている、入札制度を考えている現在の状況の中で得られた効果、これを具体的にお願したい。

3番目は、談合問題について対応策はあるのか。談合問題等については、既に前回の定例会の中で、議員の一般質問の中で市長が答えております。その点も踏まえて改めてご答弁願いたいと思います。よろしくお願います。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず低入札価格の制度につきましては、私の答弁の後、担当部長より説明をさせていた

だきたいと思います。

現在行っている入札制度につきましての評価できる点と見直しの点でございますが、私自身が評価できるという言い方はおかしいかもしれませんが、その点については、まず2,000万円以上の工事につきましては、条件つき一般競争入札を採用しており、入札書を郵便により提出する郵便入札制度として実施をしているところでございます。この制度につきましては、入札参加条件に合致するものであればだれでも入札に参加できることから、受注機会の拡大につながっていることだと思っております。もう一つ、他の入札参加者と顔を合わせる機会がなく、入札参加希望者がわからないことから、指名競争入札に比べ競争性が高まっているという点で、評価というかそういう点を考えております。

見直すべき点につきましては、合併後、新年度予算が成立して、実質、入札が実施されたのがこの制度で、7月ごろからだと思えます。そうするとまだ期間的には3カ月しかたっておりませんので、もう少しこの入札制度で実施をしてみて、見直す点があれば見直しをしていきたいなというふうに考えております。

次に、近隣市町を対象とする入札方式についての実行後の効果でございますが、入札というのは競争性の確保というものが最も重要であると考えております。競争性が高いほど落札率が下がる傾向にあるわけでございますが、落札率のパーセントを見ますと、競争性が高かったか低かったかということが、ある意味では確認できるわけでございます。

参考までに、本年度上半期の工事の落札率は2,000万円以下の指名競争入札では91.62%でございます。市内業者を対象とした一般競争入札では91.32%でございます。近隣や県内の業者を対象とした一般競争入札では76.31%という結果が出ており、近隣や県内業者等を対象とした一般競争入札が、数字的に見ますと最も競争性が高かったと、そのように判断をしております。

三つ目の質問の、談合問題が露呈する公共事業のあり方についてでございますが、どういう対応策を考えているんだということでございますが、公共事業の談合につきましては、先ほど議員からお話ありましたように、連日のようにいろいろな地域での談合問題が新聞等にも取り上げられております。業界の皆さんには、談合が悪いということを十分認識を持って入札に参加していただきたいと思っております。

笠間市としては、談合ができない、しにくい方策を、市として当然考えていく必要がございます。現在インターネットを利用して入札を行う電子入札を検討しているところでございます。この電子入札システムは、県内自治体と同じシステムで運用することによって、各自治体や業者が、安価にそして効率的に運用できるよう茨城県が中心となって協議会をつくり進めているものであります。現在電子入札を行っている県内自治体は、茨城県外4市だけですが、全市町村がこの協議会に加盟し、研究、研修を重ねておりますので、今後実施団体がふえてくると思えます。笠間市としても、平成19年度以降なるべく早い時期に電子入札を導入していきたいと考えております。

また、今後の入札において、結果が、落札率が余りにも高い状況が続くことがあれば、適正な競争原理により入札に参加されるよう業界に対して注意、そしてまた注意を喚起し、厳正に対処してまいりたいと考えております。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 西山議員のご質問にお答えいたします。

低入札価格につきましてのご質問でございますが、一般的に適正な設計に基づきまして入札をかけるわけでありまして、その場合に、予定価格を決めまして入札を行います。そして、一般的には最低者といいますが、低い方が落札者になるわけでありまして、しかしながら、低ければいいということでもございません。やはり設計に基づきまして、適正に製品をつくっていただいたり、工事をしていただく形になるわけでありまして、実際、低い金額で適正な品物ができるのかどうかという判断になるわけでありまして、下の線のある程度引いております。一般的に 100%の設計に基づきまして、その下に予定価格を決めまして、さらに低い下の、一般的には工事原価といいますが、諸経費とかそういうのを抜いた工事原価の率ぐらいで低価格を設定しております。

ですから、これを下回った場合、入札をした結果、一時保留にしまして、実際、担当でその会社を呼んで、この工事のできるのかどうか、現在の手持ちの状況、重機の持っている関係、あるいは会社の経営状況、いろいろ総合的に判断をしまして、オーケーということになれば指名委員会の中で協議をさせていただいて、低入札価格の設定した線よりも低くても立派に工事がやっていただけるということになれば、低入札価格で行った業者が落札者ということになるわけでありまして。

たまたま今回、ご承知かと思うのですが、清掃センターにつきまして、あした議決をいただくことになっているのですが、もう既に議員のところには結果がいつていると思うのですが、入札の結果が一時保留ということで、その後、指名委員会あるいは調査委員会で調査をして、問題がないということで、あす上程をする形になっておりますが、そういうことで、一般的に、低い方がすべて落札者ということではありませんで、工事によっては低入札の線を決めまして、それを下回った場合にはそういう形でやっております。ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（大関久義君） 12番西山 猛君。

12番（西山 猛君） さすが市長だなという感じですね。平均を出しましたものね、91%とかね。私がたたき台にした新聞記事97%超、これを下回る数字を今平均で。先ほど部長の答弁にあったように50%と、中には40%なんていう落札率もあります。そういうことをたたいて平均にすると91%程度の平均ということですね。なるほどなと思っております。それで76%という平均を出したのが隣接市町を交えた一般競争入札、一般競争入札はこういうふうに競争の原理が働くんだということは、逆に、指名競争入札にはいささか問題があるということを経理は、含みに私は感じました。それには今後喚起していくという

ことでよく理解しました。

それから、その部分については理解しましたが、総務部長に先手を打たれたような思いでおりますが、内々でアンダーラインがあるわけですね。要するに、どんなことをしてもこれから以下では物もつくれないうらう、あるいはそういう商品にならないらうという基準を内々で発注側に持っているわけですね。これは適正な設計に基づくとということなんですね。

先ほど、総務部長から先に指摘を受けました、あした議決議案として提出されるということですが、適正な設計に基づいた予定価格が1億6,180万円に対して落札者が50.68%、8,200万円ということですね。

ここに書いてあります低入札価格調査対象ということで調査をしたんですか。したんですね、終わっているんですね。

それで適正な設計の中に8,000万円近いずれが出るというのは、ちょっと我々感覚的に余り持っていないんですね。例えば2割5分とか3割とかというのが一つのラインなのかなという感じでおりますけれども。その辺、なぜこんな大きな差額で、それも調査したんでしょうから、調査して対象から外したんでしょうから、具体的に、こういう点とこういう点、要するに重立った点ですね、これは金額ですからわかりやすいと思うんですね。ここは、例えば無償でやりますよという業者がいたとか、価格の問題とか、そういうことになるんでしょうけれども、特に8,000万円という差額がなぜ出たのか、もしこういうことが可能ならば、今後の、これ解体工事でしたよね、こういう工事については基準が、適正な設計というものをもっと下げた方がいいんじゃないかと、こういうふうになってしまいますから。これは引き合いで、7月10日執行の、これも解体工事ということになっているんですが、質は違うのしょうけれども、74.35%ということですね。この辺が適正なのかなと私は思っていましたけれども、その点、もう一度お伺いしたいと思います。

それから、市長にお尋ねします。競争の原理を働かすために一般競争入札制度を導入する、それも、隣接市町と限定することで非常にわかりやすい入札ができるんだということですね。これも明日、議決案件として出てきますが、9月12日執行の予定価格3億4,700万円という中学校の耐震補強及び大規模改造工事ということで出ております。これがパーセントは90.78%、もう既に議員各位に通達はされております。その額というよりも、私は、たった3社でこの入札を執行したということ、なぜ3社に絞り込まなければいけなかったか、一般競争入札であれば20社も30社もあってもよかったんじゃないか。もう一つ、3億円何がしかの工事を、この笠間市内にできる業者はいないのか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

2回目の質問を終わります。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） まず最初に、清掃センターの解体の関係でございます。

既に、議員のところにも配付されている書き取り書の中で、2社が低くて、その次に1社それよりも上回った。3社がかなり低い額になっておりました。最低業者に聞き取りをしてやったわけではありますが、ただ、一般的にもものをつくる場合よりも、解体の場合には、全体的に低い落札でなってくるというのが今までの経緯でありました。

特に今回は半値近い金額になっているわけでありませけれども、先ほど言いましたように、機材を持っているとか、あるいはそのほかに恐らく推察される場所は、処分場を持っていて自分のところで処理をできる、そういうのもあるのではないかなと思います。ですから、全体的に、直接工事費の中では、調査をした結果、問題がないという結論を出したわけではありますが、例えば、物をつくった場合に、手抜き工事をしなければ当然できないというようなものではありませんで、更地にしてすべて解体して撤去していただくという工事だったわけがあります。

ただ、設計の中では、清掃センターでありますので、いろいろな調査を含めて今までもやってきておまして、特にダイオキシンの問題も含めた調査を1年かけて前にやっていますので、その結果に基づいてでありまして、それがあるとかないとかの問題ではなくて、ただ設計上はすべてそれも見られた設計になっておりましたので、特殊な工事だからというふうに感じております。

それから、友部中も含めて業者の数であります、前にお話申し上げましたように、1,200点以上の一般競争入札の業者ということで、今、手持ちの資料がないのですが、多分58社が該当をしたと思います。58社で1,200点以上。例えば、今、資料がないのですけれども、清掃センターについては、解体の工事の経験がある業者ということで募集をしました。そして、参加者については事前に設計審査といいますが、その受け付け期間をもってやっております。そのときに手を挙げた方が3社と6社と、こういう形だったわけがあります。ですから最初は、すべてに一般競争入札で募集をしたということでございます。以上でございます。

議長（大関久義君） だから質問者が、下がってもいいよという根拠、もう少し明確にして。

総務部長（畑岡 洋君） 価格調査の細かい部分については、今資料を取り寄せますので、お待ちになっていただきたいと思います。

議長（大関久義君） 暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時52分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 西山議員のご質問にお答えをいたします。

まず、最初の指名競争入札の参加条件の関係でございますが、清掃センター、友部中につきましても、1,200点以上ということで、会社にしますと56社が該当しております。そういう中で、市内の業者の問題が出ました。市内の最高業者は850点であります。それでさらに下回りますと800点が2社ということで、点数を下げていきますとそういう形になってまいりますので、ある程度競争原理を働いて、50社以上といたしますか、そういう線を引いて1,200という形にしたわけでありまして、最終的には、1,200点以上ということで56社にお願いをして、その中から、先ほども答弁しましたように、事前審査に申し込んできたのが、清掃センターについては6社、中学校については3社ということで、どちらも審査の結果、基準を満たしておりましたので、6社、3社で入札をしたわけでありまして、

その結果が、ご承知のように、清掃センターについては、低入札価格ということで、一時保留にしまして、15日に調査をしたわけでございます。先ほど申しましたように、特に1社ではございませんで2社が低くて、その次に低かった部分があるのですが、その辺で最低者について書類を出させまして調査をしました。その中では、特に、低入札にした理由ということでは、独自の見積もり体制、あるいは適切な工事コスト並びに利潤を算出して最大限の企業努力をして見積もりをしたんだということでございます。

その入札価格の内訳を申しますと、特に現場監理費とか、あるいは一般監理費、それから共通仮設費、整地関係、この辺はかなり低く見積もっております。さらにもちろん解体撤去につきましても、設計では1億2,000万円ですが、それについても6,070万円ということで、一番問題は撤去費が低くなっておりますけれども、全般的に低い価格での企業努力といたしますか、こういうことが見受けられました。そして、手持ちの状況、あるいは重機の状況、会社の経営状況、そういうものを判断して、問題がないということで、落札者と指名委員会の中で決定をしたという経過でございます。以上でございます。

議長（大関久義君） 12番西山 猛君。

12番（西山 猛君） 休憩前にいただいた総務部長の答弁の中に「例えば」「ではないか」という言葉を耳にしました。当然議事録に残りますからわかると思うのですが、そこで、処分場を持っているんじゃないかと、つまりお金を出してほかに処分する、処分費を浮かすことができる、だから安いんじゃないかと、こういうお話だったんですが、今答弁を聞きますと、全く企業努力にほかならないんだということですよ。一体審査って何やっているんですか。項目が決まっているんじゃないですか。この部分、この部分、この部分、違いますか。

総務部長、我々は、通告完全通告制にして、議運の中で、ここをこうしろああしろと指示をされて、指導をされて、それで執行部の皆さんに、こういう質問をしますよと事前に、事前ですよ、皆さん、それでそういう答弁では議会軽視も甚だしい。まして、50%台のこういう問題もここであって、本来私は、あした議案として提出されるものに対してここで一般質問するのは本意ではなかったんです。ただ、総務部長の方から、先手を打ったと私

言いましたが、先にこの問題を取り上げて、こういうこともあるんだよということをお話したんで、私はあえて質問させていただこうということでお話を聞きたかったわけですけども。

1,200点という基準、この辺は果たしてどうなんでしょう、1,200点じゃなくちゃこの仕事はできないのかと、こういう問題も出てきます。それと50何社あると言っていましたけれども、その中からまたさらにふるいにかけるためにということですが、実際は応札をするつもりはなかったんですか。50何社の対象者の中で6社と3社ということになっていますが、実際は。そんなことってあるんですかね、一般競争入札。今までいろいろな入札の結果をしてみますと通常、条件つきということでアンダーラインが引かれることが多いです。5億円とか6億円とかという金額のものに対して、運動公園とかそういうレベルのものありますね。その中で、20社とか30社、30社ぐらいざらかもしれないですね。そういう中で、アンダーラインが引かれて、限りなくそこに近い業者ということになるんですよ、下回れば当然失格。本市については、下回っても失格ではないということですね、調査を改めてして、企業努力をした業者ならばそれが認められるということですよ。そのように受けとめてよろしいですね。

市長に改めてお伺いします。今1,200点という基準が出ました。1,200点という基準は当然経営審査何とかというのですね、私はわからないのですが。そういう基準にのっとって、これ県の基準ですね。私は県の基準をもしそこで引用して今回こういう発注をしたとするならば、多分県の点数でいけば、もうちょっと低い数字でもこの程度の仕事はやっているはずだと思うのですが、今回なぜ上げたかというのが一つ疑問だった点、上がっているからこういうゼネコンですね一流の、県では特AとかSとかというクラスがあるんですか、そういうクラスの業者が入ってきたということですかね。

市長にお伺いします。例えば条件つきということで、市長が、地域性を出したり、地域条件をつけたりということになりますが、以前にも、発注金額に応じということで答弁しておりますが、発注金額に応じいろいろな条件のつけ方を変えていく、こうなりますと、こういう事案が出た場合に、非常に狭き門になる可能性があるんです。まして、この状況の中では地元には全然値しないんだと、こういうこと総務部長が今答弁しましたよね。全くいないんだと、1,200点、全然問題じゃないと、800点とかという業者がこの市内ではトップなんだと、その会社ができるかできないかという基準は、また別問題だと思うのです。ということになりますと、例えば今回市長が言っている1,200点という部分につきましては、最初から1,200点以上の業者にやらせようという考えがあったわけですね。その点だけお聞きしたいと思います。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをいたします。

1,200点という点数については、選考委員会で決めさせていただいております。結果としては1,200点以上ということになったわけですが、今回の入札の結果を見ますと、90.78%ということを見ますと、私は、競争原理が働いているというふうに認識しております。

議長（大関久義君） 3回です。

はい。

12番（西山 猛君） 考えがあったかという質問をした裏には、1,200点以上の業者をあえて選んだというふうに市長は何か考えがあったのか、そういった部分で、指名選考委員会が決定したことだからおれは知らんということで私は聞こえました。

いずれにしても、執行者は市長ですから、そういう言い方はしないで、私は考え方という部分に非常に懸念していることがあります。この笠間市内で、1市2町が合併してもう既に数件、今回大手のゼネコンさんも民事再生という状況になっております。やはり地元の育成ということを大前提に考えたとき、その部分で考え方という私は言い方をしたんですが、他意はないですよ。考え方として、市長が新市の初代市長として君臨するには、私は地元のことをもう少し考えていただきたい。

例えば2,000万円以上について条件付きの郵便入札というようなお話ありました。そういう金額を引き上げてやるとか幅広く、2,000万円を3,000万円、3,000万円を5,000万円という配慮、要するにそういうことを試験的に今回やったと私は、市長、信じているんです。ですから、今後このような公共工事をめぐるいろいろな疑惑というか、配慮の部分が、少なくとも、私まだ議員ですが、ほかから議員の耳に入らないような発注を心がけていただきたい。それでその大前提は地元の業者、地元育成、業者のみならず育成を、市長聞いていますか、育成をお願いして、最後に私の質問を終わりにしたいと思います。よろしく願います。

議長（大関久義君） 要望ですか。

12番（西山 猛君） 要望で終わりにします。

議長（大関久義君） はい。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 答弁ではなくて、私の考えを申し上げさせていただきたいと思えます。

何点以上にとらせるなんていう考えは毛頭ございません。それと、今回の友部中学校の改築については3億円幾らの金額がございまして、地元ではそれぐらいの建築実績がある会社はたしか2社ぐらいしか、正確にはわかりませんが、数社しかございませんでした。そういうこともあったわけですので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（大関久義君） 西山 猛君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

午前 11 時 05 分休憩

午前 11 時 16 分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番鹿志村清一君の発言を許可いたします。

15番鹿志村清一君。

〔15番 鹿志村清一君登壇〕

15番（鹿志村清一君） 15番鹿志村清一、ただいまから議長の許可を得まして、質問いたしたいと思います。

第1問目といたしまして、笠間芸術の森公園について。4月から笠間都市計画課が指定管理者になったということでございます。屋外コンサート広場ステージを利用率を高め、多くの音楽愛好家の発表と観賞の場とするための機会を提供する観客管理のできる施設にする必要があると考えます。

そもそも芸術の森公園における屋外コンサート広場とステージは、公園利用について設計時の目的があったと思うのです。しかしながら、年間の利用率やこれだけの施設を備えた公園の観客誘引、利用者や稼働率も、財政状況が厳しい中で考える必要があるかと思えます。

私は笠間市内を歩いてみて、愛宕山の中腹にも屋外ステージがございますけれども、施設の内容や役割を考えたときに、駐車場、周辺の受け入れ環境を考えた所与の条件で安いコストで整備できるとすれば、芸術の森公園ステージ広場であろうと考えました。それで、この議会で質問してみようと考えたわけでございます。

また、ひたち海浜公園でのロックフェスティバルでは、8月4、5、6の3日で、1日当たり4万7,000人、14万1,000人の観客であったと聞いております。地域での宿泊対応や、地域としても受け入れの対応に努めたと聞いております。また、教育効果から文化振興の面でも、市町村教育委員会等が全国的に後援してそういう企画推進をしているところもあると聞いております。

そのような中で、この施設の現状に合った考え方で、芸術の森公園屋外ステージ広場の観客管理について、施設管理と整備を考えた中で、できないということはございましょうけれども、県に諮ってはいかがかと考えて質問いたす次第でございます。

2問目といたしまして、かさま環境を考える会では、おいしい水を探そうという活動に取り組んでいるところでございます。市内での、環境を考える会でのおいしい水を探し、周辺環境の保全を考え、快適な地域づくりということで活動をしているところでございます。旧友部町の環境を考える会では、友部のわき水を探そう班というものをつくり、旧町内のおいしい水探しに努め、調査地点において、各家庭の皆さんや、わき水を簡易なパケット

ストの検査方法で細菌、重金属の衛生関係の検査を取り入れてはおりません。ミネラルウォーター水質基準を見ますと、食品衛生法の原水に含まれる病原菌や重金属の基準値の18項目と比べ、水道法に基づく基準は48項目と厳しくなっています。例えば、弗素の基準値は水道水では1リットル当たり0.8ミリリットル、ミネラルウォーターでは2ミリグラムまで許されています。現在は平町八反山でのわき水と周辺環境について取り組んでいるところだそうでございます。

おいしい水を探そうという環境を考える会活動が、これまで地域環境を保全し快適な生活環境に少しでも役立つ市民と行政の協働の活動として、地域づくりに役立ってきたことは間違いありません。新たな笠間市における環境基本計画が策定され、新たな環境を考える会が活動として動き出したときに、特に笠間地区や岩間地区における山間地を後背地をした中で、新たな活動の展開をすることも考えられます。

市内には、全国的にも注目を浴びている造り酒屋さんもあり、水に対する意識も高いものがございます。市民参加によるおいしい水を確認し、地域環境を守ることは、地域資源として確認することにより、将来、笠間市に人がより集うための動機づけとなる可能性がございます。今後、岩間や旧笠間におけるおいしい水を探す活動を、市民活動と一緒に推進して地域資源の掘り起こしに寄与すべきと考えますがいかがか、お伺いいたします。

3点目といたしまして、平成18年度予算における予算特別委員会が開催されました。図書館借地料について、契約更改で平成16年度から18年度までの3年間の借地料が上昇しているわけでございます。図書館建設時において、地主さんとの経緯や個人情報の厳守ということもあると思います。また、9月18日の県の基準地価の公表もされ、県内では15年間連続下落したと公表されていますが、どのようなのか知りたいということで質問いたしたいと思います。

情報公開請求によらずとも、わかりやすい、疑義を持たれない、適切な行政からの説明もあってはよいのではないのでしょうか。どのような理由で上がっているのか、またスポーツ振興関係の弓道場、柿橋グラウンドの借地契約について、どのような契約の経緯なのか、スポーツ振興賃借料と比べ図書館土地賃借料は高くないのか、契約についての経緯についてお伺いいたしたいと思います。

4点目といたしまして、去る9月19日でございますけれども、船村 徹先生が友人の高野公男氏の追悼を込めて、笠間稻荷神社に像を建立したことは、まことに意義深く敬意を表する次第でございます。笠間市は、常磐線に2駅、水戸線に4駅の6駅を有しています。市民の皆さんからも、合併して共通の意識を持つためにも、JR東日本と協議して、駅構内での案内放送などで、高野公男、船村 徹両氏の演歌「別れの一本杉」や坂本 九氏の「上を向いて歩こう」など、笠間ゆかりの演歌メロディーなどを、著作権の問題など環境を整備して、笠間演歌歌謡メロディーを各駅で流せるようにしてはいかがか。さらに駅ホームに、笠間市の標柱表示、もしくは看板表示ができないかということで、6駅が笠間市

であることの市民意識の共有化を図ってはいかがかということについてお伺いいたします。

5点目といたしまして、岩間フレンドリーパーク公園の新池の水質改善について、周辺で改善を図ってほしいという声がございます。旧岩間市街地の下水道水洗化率が40数%であり、合併浄化槽を使った家庭と公共下水道につないだ家庭があり、公共下水道につながらない、逆にいえば、公共下水道につなぎ際立った恩典が感じられないことが下水道普及率の低下を招いているようでございます。

フレンドリーパークの池のアオコ発生や汚濁はこのことによるのではないかと考えられるところでございまして、聞くところによりますと、4年前、I微研というところで、T菌という菌を使って実証実験が、平成10年から14年までの5年間、茨城県地域結集共同研究として、産官学連携の国の補助事業として展開されたということでございます。旧岩間当時、大変成果が上がったというようにも聞いております。

旧岩間町までも、新池汚濁については何回も話題になったというような話も聞いてございます。笠間市は、今後環境基本計画を策定し、この新池にも新たな対応がなされることと考えますが、合併浄化槽利用による家庭の雑排水が下水口から流入し、池の水質や水辺環境に大きな影響があると考えられます。このため、公共下水道の普及をさらに進める必要があると考えますが、対策について伺います。新笠間市において、本当に公共下水道を広める必要があるという意義を考えますと、執行部の方では、こういうことについてどのようにお考えかということで質問をいたします。

6点目、去る7月31日、埼玉県ふじみ野市でプール排水口に7歳の女兒が吸い込まれ死亡するという痛ましい人為的事故が起きました。このことにつきまして、教育長はどのように対応いたしましたでしょうか。さらに、教育委員会はどのように対応いたしましたかお伺いしたいと思います。

以上が質問の通告内容でございます。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

私の方には2点ほどいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず1点目でございます。

笠間芸術の森公園にあります屋外ステージの件でございます。まず、この利用状況と、たくさんの方が集えるような音楽祭、こういったものが誘致できるような施設へと改善してはどうかというようなお話かと思えます。

まず、この屋外コンサートゾーンでございますけれども、南側にあります駐車場の奥にあります、面積は約1.7ヘクタールほどあり、その中に屋根つきの屋外ステージと芝生広場のスタンドが整備されております。この屋外ステージの昨年度の利用は、都市緑化祭時のアマチュアバンドの演奏や、地元小学生の音楽祭、県警音楽隊のコンサートなど、年間で計8回利用されており、延べ利用人数は約9,000人となっております。また、笠間芸

術の森公園の屋外コンサートゾーンは、だれもがいつでも自由に利用できるということを目指します都市公園の中の公園施設でありまして、公園の中というすばらしい環境を有する立派な施設であります。今後、多くの方に利用していただけるように、屋外コンサート施設のPRや、利用時間についても、場合によっては、夜間も利用することが可能にすることなど、運用面での工夫を図るなどして、利用の増進に努めてまいります。このようなことを通じ、議員がご案内のような海浜公園のロックフェスティバルのようなたくさんの方に来ていただける音楽祭が誘致できるような環境が整うように、管理運営に努めてまいります。

また、この10月1日には、笠間芸術の森公園から、NHK水戸放送局による「茨城わいわいスタジオおーい、ニッポン茨城県」のデジタルテレビの生放送が予定されております。この屋外ステージが、番組の最後を飾るふるさとラブソニーが行われる会場として使用されることとなっておりますので、今回の放映によって、多くの方々に笠間市のPRのみならずこの屋外コンサートゾーンのPRにもつながるものと期待しておりますのでございます。

続きまして、笠間市内の駅で、笠間市にかかわる歌謡メロディーを流してはどうかというお話と、笠間市という標柱表示をホームにしてはどうかというご質問がございました。

まず、メロディーの件ですけれども、JR東日本における茨城県内の駅においては、既に笠間市で、観光振興を目的として地元出身の音楽家が作曲しましたメロディーを列車の出発時に流しているという事例もございます。本市といたしましては、このようなメロディーの工夫が笠間市民の一体化の醸成に資するとともに、観光の振興にも有効な方策の一つであると考えておりますので、今後、選曲などについて市民の声を聞きながら、JR側と協議調整を進めてまいりたいと思います。

また、駅のホームに「笠間市」という標柱表示をしてはどうかとのことですが、JR水戸支社の話では、以前に同様の申し入れがあった際には、設置のマニュアル等もないことからお断りしたという経過があるとのことですが、構内への設置については、引き続き表示方法などを工夫しながら、JR側と協議してまいりたいと思いますので、何とぞご理解のほど賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 鹿志村議員のご質問にお答えいたします。

行政がおいしい水の調査を進めるべきと考えるがいかがかとのことですが、旧友部町では、環境基本計画の中でその実効性を確保するため、ともべ環境を考える会と共同して、環境に対する正しい認識と郷土や環境に対する愛着をはぐくみ、広く環境保全に対する意識の高揚、普及啓発することを目的とした活動をしておりました。おいしい水の調査もその一環でございます。

なお、本年度から2カ年かけまして、笠間市環境基本計画を策定いたしますので、その

中で、市民の意識や意向などの把握に努め、ご指摘のおいしい水探しについても、市民の活動計画に反映していきたいと思います。以上です。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 15番鹿志村議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、図書館等の借地料の改定についてでございますが、友部図書館、それからスポーツ振興関係施設の借地料につきましては、その土地の固定資産税課税標準額をもとに単価を算出し契約をしているところでございます。また、友部図書館の単価改定につきましては、3年ごとに見直しをすることとしておりまして、平成16年度から18年度までの3年間を、課税標準額をもとにして単価改定をしてございます。

上がった理由は何かということでございますが、土地の課税標準額の上昇によるものでございます。さらに、他の賃借料と比べて高いのではないかとございまして、もととなる課税標準額の違いによりまして、その課税標準額が高ければ賃借料が高くなるということでございます。したがって、スポーツ振興関係の標準額より中心部の友部図書館の方が高いということで、賃料に差が出ているところでございます。

課税標準額と評価額ということで、先ほど、地価が下がっているのになぜ上がるのかというご指摘でございますけれども、友部図書館の用地で申し上げますと、評価額につきましては、15年、16年の中で下がっております。ただし、課税標準額につきましては、この評価額に近づけるという作業がされておりまして、毎年負担調整率を加えまして、課税標準額を評価額に近づける作業がされてございます。これは、納税者の税負担が急増することに配慮して、固定資産税額がなだらかに上昇するための仕組みでございます。そういったことで、今回の友部図書館の方が高いということでございます。

それから次に、プールの排水口の事故の対応についてでございますけれども、学校プールの事故対応につきましては、さきに川崎議員のご質問で答弁をしておりますので、ここでは、市民プールと海洋センタープールの対応につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

両プールとも、使用開始前に、職員が排水口等の設備点検を行いまして、排水口等の吸い込み防止金具等、ボルト固定を確認した上で利用をしているところでございます。両プールとも、開場後、毎日安全点検を行っておりますが、ふじみ野市での事故発生翌日でございますけれども、開始前に教育委員会として緊急点検を、学校とあわせまして指示をしてございます。その点検を行った結果、異常のないことを確認しているところでございます。

市民プールにつきましては、使用期間中の運営及び管理につきまして民間企業に委託をしてございます。施設の安全管理につきましては、安全点検表により委託業者が点検したものを、再度職員が確認を行う体制をとっているところでございます。監視体制につきましては、日赤水上安全救助員の資格を持つ責任者のもとで、7名体制で行っているところ

でございます。

また、岩間海洋センタープールの管理運営でございますが、こちらは直営でございます。職員が毎日点検を行っておりますけれども、管理業務は、職員を含め3名体制で利用者の安全確保に当たっているところでございます。

なお、監視員につきましては、施設の構造や緊急時の対応につきましても、マニュアルをもとに指導を行うとともに、消防署において、普通救急救命講習を受講させて業務に当たらせているところでございます。また、施設の安全性につきまして施設の入り口に告知を掲示いたしまして、利用者の皆様に安心してご利用をいただいたところでございます。

以上でございます。

議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 15番鹿志村議員のご質問にお答えします。

公共下水道の普及と水洗化率を進めるための対策についてでございますが、岩間地区の公共下水道事業着手は平成7年度で、平成14年からの供用が開始されました。平成17年度末の水洗化率は46%でございます。市の公共下水道事業につきましては、昨年度、旧友部笠間、岩間ともに事業認可の拡大を行い、新たに281ヘクタールの面積を、本年度から平成22年度までの5カ年で整備する計画を立てているところでございます。

今回、事業認可を拡大したことにより、平成22年度までに、全体計画2,813ヘクタールのうち1,638ヘクタールが整備されることとなります。水洗化率向上の対策につきましては、下水道の本管工事が完了し、下水道が使用できるようになりますと、供用開始の告示をするとともに、広報紙等でお知らせをし、その区域にお住まいの方々には、戸別に供用開始のお知らせをしているところでございます。

また、下水道が使用できる区域にお住まいの方で、まだ接続されていない方につきましては、水洗化のお勧めのパンフレットを活用しながら戸別訪問し、接続のご協力をお願いしております。下水道への接続が進めば新池の水質浄化につながりますので、今後とも、広報紙の活用や戸別訪問を強化してご理解をいただき、水洗化率の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大関久義君） 15番鹿志村清一君。

15番（鹿志村清一君） ただいまの答弁ありがとうございます。

まず1点目の笠間芸術の森公園についてですけれども、これから運用面での工夫、管理運営に努めていくというような答弁でございました。

屋外コンサートは、自由に利用できるという公園の中の屋外ステージの利用の目的という面で、工夫、管理運営に努めていくということでございますけれども、これも本当に何とこののですか、単なる従来の今あるままではなくて管理運営と施設の改良をやって、今の答弁の中にも入っているかもしれませんけれども、例えば、企画運営した人が、有料入場者の特定といえますか、管理ができるような施設運営と、また、公園本来の自由なだれでも

利用できるような発表の場としての屋外ステージの広場の利用ということ、弾力的に運営できるような管理運営施設ということ、実際にすることが可能なか不可能なのかということも含めて検討いただければと考えて質問したわけですが、その点について、再度、県というか、笠間市の方で、都市計画課の方で検討していただければということとを期待します。ということで、それ質問ではありません。

あと、おいしい水を探そうという問題について、笠間市で、かさま環境を考える会が活動しているわけですが、大きな地域として笠間市を考えると、環境ボランティア活動にも、新たな視点での対応や見直しが図られる必要があると思います。そういうしっかりとした環境基本計画策定がなされ、地域資源を大切にした環境保全活動が、市民と行政の共同で図られるべきなので、その点について、今後、環境保全活動の中で、環境基本計画への取り組みをもう一度、笠間市全体の中でということでお伺いしたいと思います。

3点目、図書館の借地料の上昇ということについてでございますけれども、これは、予算特別委員会でも質疑がされましたけれども、具体的に、一般の市民から見て、課税標準の問題で、その評価額の問題、課税標準が評価に近づけるような形で固定資産税が上昇していくんだというようなお話でございました。そのようなことについて、一般市民から見て疑義を持たれない行政のあり方ということを考えれば、今後、これから笠間市合併して、平成19年度新しく賃借料の改定もあると思います。そういう中で、一般市民から何かよくわからないなど、固定資産税に詳しい方はそういうことはないと思うのですけれども、一般の方はわかりづらいということもありますので、そういう説明性を高めていただきたいということで、その点はいかがなのかということについてお伺いいたします。

4点目の笠間市内の駅についてということで、これについては鋭意努力されて、実際に交渉を進めていただければ、強力をお願いしたいと考えている次第です。

5点目につきましては、岩間フレンドリーパーク新池公園ということで質問はいたしましたけれども、基本的には、笠間市の公共下水道のホームページ、下水道のホームページは非常にわかりやすく出ているということで、単なる公共下水道の接続を推進することなく。

議長（大関久義君） 時間ですのでまとめてください。

15番（鹿志村清一君） 残念ですけれども、あと6点目も質問があったんですけども、終わりにしたいと思います。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 鹿志村議員の再度のご質問にお答えしますけれども、先ほど、答弁しましたように、本年度から2カ年で笠間市環境基本計画を策定いたしますので、その中で、市民の意識や意向などの把握に努めまして、ご指摘のおいしい水探しについても協議してまいりたいと思います。以上です。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 鹿志村議員の再度のご質問でございますが、この賃借料改定につきまして、市民に疑義を持たれないように説明をしていくようにというふうなお話ございました。

これにつきましては契約書でうたっておりますけれども、3年ごとに改定をするということで、そのもととなるものが、いわゆる課税の標準になる額をもとにして3年ごとの改定をしていくということでございます。この内容につきましては個人情報ということで、これにつきましては公表は差し控えなければならないかなというふうに考えているところでございます。税の仕組みの中でご説明をしていくということで、ご了承のほどお願いしたいと思っております。

議長（大関久義君） 以上で、鹿志村清一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

1時より再開いたします。

午前 11時46分休憩

午後 1時01分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番金澤克彦君の発言を許可いたします。

その前に、小園江一三君が退席しておりますのでよろしく申し上げます。

3番金澤克彦君。

〔3番 金澤克彦君登壇〕

3番（金澤克彦君） 3番金澤克彦、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、新市が誕生いたしまして半年がたちました。市長が、新市の初代市長として就任されて約5カ月が経過をいたしました。その間、市長には、四つの基本理念のもと、スローガンであります「だれもが愛する笠間づくり」に精力的に行政運営を展開されておられますこと、まずもって敬意を表するところであります。

そこで、まず第1点目の質問といたしまして、住民との対話と連携協働を今後どのように進めていくのか、質問をいたします。

7月下旬から8月末にかけて、市内15カ所におきまして市政懇談会が開かれました。新市が誕生して新たに決められたことなどについて、さまざまな意見や、合併後残されております課題や調整事項などの問題の解決につきまして大変参考になり、有意義な懇談会であったと思います。市長を初め執行部の皆様には大変ご苦労さまでございました。今後も、新市が早期融合を図り、基礎を築き上げていくためには、住民との対話の場と、いかに連携、協働を図っていくかが重要だと考えます。今後その部分をどのように進めていく

のか、まず市長にお考えをお伺いいたします。

2点目といたしまして、市の財政状況についてお伺いをいたします。

市政懇談会の中でも、何人かの方から質問がありました。懇談会の資料の中に、平成27年までの歳入歳出の財政計画が記載をされておりました。借金に当たる公債につきましては記載されておりませんでした。説明の中で、初日の質問の中にもありましたが、現在、一般会計と特別会計を合わせて約518億円という債務があると伺っております。8月30日の茨城新聞におきまして、県内市町村の実質公債比率が掲載をされております。笠間市は、県平均14.6%を下回る12.5%と、低い方から数えまして10番目に位置をしております。特例債の新たなる起債を加えたときに何%になるのかお伺いをいたします。

また、特例債の約3分の2は、地方交付税として返済の原資が確保されるのは承知しておりますが、今後財政のバランスはどのように推移をしていくのか。私たち議員を初め市民にもわかりやすいような形で、一般会計と特別会計を合わせた部分の、いわゆるバランスシートがあれば非常にわかりやすいというふうに思います。これも初日の質問に出ておりましたが、今後どのような形でその辺を示していくのかお聞きしたいと思っております。

3点目に、これからの少子化時代に拍車がかかり、市の財政も厳しくなることは必至であると思っております。このような中、むだをなくし、少しでも新たなる財源を確保できるよう対策を講じなければならぬと考えます。可能な限りの市の公共物、企業広告を募集・掲載し財源の一助としてはどうかと考えます。先進地としては、横浜市が代表的であります。当市ではどのようなお考えをお持ちかお伺いをいたします。

4点目に、高齢者の交通安全対策についてお伺いをいたします。

市長の七つの約束の中に「安心安全な生活環境」という言葉がうたわれております。団塊の世代の人たちが定年を迎え、何年かたちますと老人と呼ばれる世代になります。今後、一段とふえていく老人社会の中で、老人の交通安全対策という問題も重要な地域の課題となってくると考えております。

お年寄りの事故を少しでも防ぎ、減少させるためには、運転に自信がなくなったお年寄りのために高齢者運転免許返納制度という制度があります。全国的には、長寿社会の中、いまいち浸透をしていない状況であります。当市におきましても、人口の約2割が65歳以上でありまして、その約半数に近い人たちが運転免許保有者であります。今後、その数が一層ふえていくことは紛れもない事実であります。この問題は、警察署のみならず地域ぐるみで取り組むべき問題と考えますが、行政としてのお考えをお伺いしたいと思っております。

以上、4点質問をさせていただきます。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 金澤議員の質問にお答えをいたします。

まず住民との対話ということでございますが、先ほど、金澤議員からもありましたよう

に、市内15カ所において、市政懇談会を開催いたしまして、多くの市民の皆様の参加をいただきました。また、議員の皆様にも参加をいただいたわけでございます。大変ありがとうございました。

今後、10月以降につきましては、3回に分けて、各種団体の代表者等を対象に意見を聞く会と申しますか市政懇談会を予定しております。また、一般の住民と違う方面からの意見を聞けるのではないかと考えております。

私としては、市政懇談会以外でも各地区の会合等がある場合に、市長に話が聞きたいと行政に話が聞きたいということであれば、積極的に、連絡をいただければ、できる限り、私にしる、行政にしる、職員にしる出向いて、対話を通じ声を聞きたいと考えております。そういう中で、すぐ取り入れられるものについては積極的に取り入れてまいりたいと考えておる次第でございます。

また、市民との連携協働につきましては、既に行政改革推進委員会とか、総合計画審議会等の各種委員会に委員として市民の参加をいただいております。今後は、仮称でございますが、補助金の検討委員会とか、市立病院の経営のあり方についての検討委員会とかの委員にも参加をお願いしてまいりたいと考えております。委員会等を通じて、市民に参加をいただくことも連携の一つであると私は考えております。

そしてまた、ボランティア活動や市民組織によるNPO活動を通じて、行政からも積極的に支援をし、行政の一部を補完していただけるようなそういう連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、市の財政状況についてでございますが、まず、新市建設計画における財政計画において、起債の償還による公債費については、合併特例債の償還に伴い徐々に増加をしていきまして、平成25年度ごろがピークとなり、それ以降は、既に発債の償還終了により減少していくと考えております。したがって、平成25年度の実質公債比率は、17%前後まで上昇すると予想をされております。

歳入歳出のバランスについてですが、歳入においては、交付税の合併補正や合併算定替え、県からの合併特例交付金などの合併支援措置があり、歳出については、合併効果による人件費や物件費等の削減により、今後10年間程度は健全な財政運営が可能かと考えられますが、全体的な厳しさは依然続くと思われまますので、今後とも効率的な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

また、一般会計のバランスシートについては、現在、総務省方式で作成中であります。現在の作成状況といたしましては、旧3市町の昭和44年度から平成16年度分の決算データの収集を行い、内容の確認作業を行っているところでございます。完成後は、市の広報紙、ホームページ等に掲載し、広く市民の皆様公表してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

また、市全体の財政状況をあらわす意味で、特別会計を含めた連結バランスシートにつ

いては、私も大変重要であると考えております。平成19年度以降に作成を予定をしておるところでございます。以上です。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 3番金澤議員のご質問にお答えをいたします。

市の公共物に広告を掲載し収入を図る取り組みにつきましては、既に、杉山議員のご質問にもお答えをいたしました。新たな財源確保のために有用な施設で既に実施をしております自治体が県内外で見受けられます。その主な内容は、広報紙や公式ホームページ、封筒類、公用車などへの掲載で、ホームページにつきましては、既に県内では水戸市、つくば市、石岡市など6市で掲載をしており、最近では、高萩市でも10月から実施をするとの新聞報道もされております。本市におきましても、広報紙、ホームページ、郵便用、窓口用、納税通知などの封筒類、さらに市バスなどが想定をされているところでございますが、そのほかにも、可能な限り掲載できるよう全庁的、総合的に検討をする必要があるものと考えているところでございます。

実施に当たりましては、市の公共性、中立性及び品位を損なわないもの、公の秩序、または善良な風俗に反しないもの、政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝でないものなどの基準によりまして、掲載対象を決定すべきものと考えております。以上でございます。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 金澤議員のご質問にお答えいたします。

高齢者運転免許返納制度について市としての対応についてとのことですが、道路交通法第104条の4に、申請による取り消しのことと思っておりますが、免許を受けた者は、その者の住所を管轄する公安委員会に免許の取り消しを申請することができます。

ここ数年、交通事故の被害者、加害者ともに高齢者の割合が高いということから、その対応について求められていることと思っておりますが、年齢で一律に規制するような施策は無理であると思っております。身体能力には個人差がある上、市街地から離れているところでは、仕事や買い物、病院通いなど車は必要であり、不便を感じる高齢者も多いと思っております。なお、茨城県警では、積極的に警察署からの返納を呼びかけすることは行っていないとのこと。

平成17年に茨城県全体で申請による取り消しを申し出たのは約300人、笠間署内では数件と聞いております。返納者の中には、高齢者に限らず病気やけがで運転できなくなった方も含まれ、高齢者の数は把握していないところでございます。高齢者運転による死亡事故にみられる法律違反は、一時停止、運転操作不適が原因となっております。また最近では、認知症高齢者が高速道路を逆走して重大事故を起こす例も多く見られます。このような事故を未然に防止するためにも、関係機関と連携を強化しまして、高齢者の運転免許返納制度の周知を図ってまいります。

また、警察署では、高齢者の免許更新時に、動態視力や身体能力の変化を自覚させるための手法の検討や、運転が危険であると判明した高齢者には、交通係が戸別訪問して安全運転の指導をしています。市としましては、高齢者の交通安全を地域ぐるみで取り組んでまいりたいと思います。以上です。

議長（大関久義君） 3番金澤克彦君。

3番（金澤克彦君） ご答弁ありがとうございました。

まず、第1点目の質問についてですが、1市2町それぞれの制度の違いがありまして、新たに新市として生まれた制度や料金などの一本化、行政運営を進めていく中で、市民の皆様への戸惑いやいろいろな意見があるかと思っております。今後も一層声を聞いていくための窓口を閉ざさず、開かれた市政の中で新市の基礎づくりを行っていただきたいというふうに考えております。

また、合併が決定した後、旧笠間市議会におきましては、私も地域審議会の設置というものを提案をさせていただきましたが、設置には至らなかったわけでありまして。その部分を十分踏まえていただきまして、先ほど市長の答弁がありました、精力的にその辺を含めた上でこれから進めていっていただきたいというふうに考えております。

2点目の部分につきまして、市長の四つの基本理念の中に「行政改革の断行」というのがあります。改革は痛みが伴うものであります。その努力が市民にも伝わり、安心して暮らしていける笠間市であるという物差しとなる一つの指標となるのがバランスシートではないかなというふうに考えます。今検討中だということですので、ぜひ進めていっていただきたいというふうに考えております。

また、3番目の質問の広告掲載につきまして、これも検討中だということですので、今現在なかなか不景気の中で、協賛企業というのが難しいかもわかりませんが、やってみなければわからない部分もございますので、ぜひその辺についても進めていっていただきたいというふうに考えます。

4番目の高齢者の安心安全の部分でございますが、私が申し上げたい部分は、確かに免許返納制度、これは強制的にはできないのは十分承知をしております。ただ、そのままではなくて、地域としての受け皿が必要ではないかということをお考えしております。

現在、車社会の中、また長寿社会でお元気なお年寄りが非常に多く、運転免許の返納というのはなかなか難しい問題だと考えております。実は、私も家族に高齢者を抱えておまして、どうしたら運転をやめてもらえるのかという部分で大変苦慮しているところであります。しかし、健康や体力に自信がなくなったお年寄りのために、できるだけご不便をかけないような地域としての対策が必要かと考えます。

笠間には、福祉バスであるとか無料バスが走っておりますが、一つ例を挙げさせていただきますと、高知県の土佐清水市というところがございまして、そこでは高齢者の交通安全思想の啓発と事故防止を図るために、高齢者交通安全対策の推進に関する条例というも

のを設けております。平成10年度に作成をいたしまして、対策協議会を設置して、市長みずから会長として推進をしております。

運転免許返納制度につきましても、ただ返納を促すだけではなくて、返納した方にメリットを与えている。例えば交通機関や商店街やスーパーなど地域の人たちが協力し、割引制度や、返納した方へ商品券などの進呈を行うなどの付加価値を与えているということでございます。こういった部分は、単なる返納制度というだけではなくて、地域の商店街の活性化という部分にもつながってくる問題ではないかなというふうに考えております。強制は無理でも、地域としての受け皿というのは今後検討する必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、この点だけもう1回質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（大関久義君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 金澤議員の再度の質問にお答えします。

土佐清水市の件につきましては、私もインターネットで一応見ました。先ほどちょっと細かい説明出てきましたけれども、高齢者の戸別訪問安全指導ということは、現在70歳以上の免許保有者には、更新のとき高齢者向けの特別講習を各自動車学校で受講することが義務づけられております。その中で、実地検査や学科のほか簡単な適正検査と3時間ほど行います。毎回受講者の中から数人を選しまして、警察署の交通担当者が戸別訪問して、安全運転の指導を行っております。既に今年度は、笠間警察署管内で80名以上の方を指導しておるとのことです。

指導内容は、安全運転を大事に指導していますが、身体機能の低下等を理由に運転をやめる際には、本人の申請により運転免許証を返納することができる制度や、希望があれば身分証明証として用いることができる運転経歴証明書を交付していることなどを含めて指導しております。

先ほど、議員のおっしゃりました免許返納支援制度については、検討課題とさせていただきます。以上です。

議長（大関久義君） 3番金澤克彦君。

3番（金澤克彦君） ぜひ、ご検討いただきたいと思います。

土佐清水市の情報をインターネットでお調べになったということはすべておわかりだと思いますが、土佐清水市に私行ってまいりまして、最初はこれは民間で始まった事業だというふうにお聞きをいたしました。ただし、条例をつくって、市としても今後そういった付加価値制度の部分に対して助成をしていこうというのが現状だそうであります。

先駆者を見習って、当市でも老人の方が安心安全にこの笠間市で生活できるように、今後一層そういった部分を検討していただきたいと思いますということをお願いをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大関久義君） 金澤克彦君の一般質問を終わります。

次に、5番野口 圓君の発言を許可いたします。

5番野口 圓君。

〔5番 野口 圓君登壇〕

5番(野口 圓君) 5番野口 圓です。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず税の住民負担軽減のことですが、9月18日付の新聞に、実感なき景気回復という記事が載っておりました。2002年を基準点にして、2006年までの景気と所得の変化を示した表があり、企業利益は1.86倍の伸びを示して景気の回復を示しているが、1人当たりの所得は0.98倍で所得が減っていることを伝えていました。所得そのものが減少している中で、所得税、住民税の定率減税の廃止、配偶者特別控除の廃止、税額が上がりました。またそれに伴って、国民健康保険、介護保険の料金負担も大きくなっています。ここ5年間の笠間市の国民健康保険料の滞納金額、そして固定資産税の滞納金額が少しずつではありますが、確実に増加しております。また、生活保護世帯の数も増加している。これは一体何を示しているのでありましょ。また、9月19日付の一般紙で、茨城県内の地価が、つくばを除いて15年連続して下落とありました。しかし、固定資産税は、宅地、雑種地について、この15年連続して上がり続けております。

さて、このタイミングで合併をした我が笠間市は、スタートから指定ごみ袋の実質倍額の値上げ、窓口業務手数料を、岩間、友部の200円から笠間の300円に合わせる形で統一をいたしました。旧岩間町民にとっては、合併したら一気に値上がりをしたという感を受けました。そこでお伺いしたいのですが、この合併に際して、地方公共団体のとれる措置の中で、税や公共料金などの住民負担を軽減することはできるのでしょうか。

2点目、各種料金統一の是非とそのタイミングを問います。固定資産税の中で、旧3市町の地目別の価格には多少のばらつきがあります。これは当分統一する必要はないと考えますが、いかがでしょうか。また、宅地、雑種地の固定資産税は、平成8年から平成14年まで毎年5%ずつアップしておりました。そして、平成15年から平成17年の3年間は2.5%に抑えられておりましたが、これは国の税制改正によって講じられた特例措置のおかげでありました。しかるに、平成18年になって一気に10%の上昇になったのでは、特例措置が台なしになってしまったのではないのでしょうか。この10%アップは国の方針なのか、地方自治体の判断なのかをお伺いしたい。

宅地に対する固定資産税が上がり続けているのは、私の理解では、実際の土地の価格と課税標準額との間に大きな隔たりがあり、実勢価格の7割にまで課税標準額がならないととまらない、つまり上がり続けるということだと理解しておりますが、これは正しい理解でしょうか。本当に7割に達するまでずっと上がり続けるのかお伺いをしたい。税金を算定する基準の中に、負担をする側の限界とか能力、納税者側に立った視点は入っているのかどうか、考慮されているのかどうか、お伺いしたい。

また、今後水道料金の統一が予定されているのではないかと考えられますが、岩間と笠間の水道料金は非常に大きな開きがあります。矢継ぎ早な統一は、一部の地域の人々に過酷な負担をかけることとなります。3年以内の統一を目指すという合併協議会の中でうたわれてあるのですから、すべてを半年、1年のうちに統一するのではなく、時間をかけ、急激な負担増を避けるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、地方自治体として税の負担を軽減させる方法があるのかということですが、これについてはちょっと調べさせていただきたいなと思っております。

ただ、一定の税の負担というのは、住民の皆さんに受益者負担という考え方も含めてお願いをさせていただいているところでございます。滞納金額の増加ということも当然承知をしておりますが、一方で、住民に負担を求める以上は、行政も身を削る考え方で行政改革をしっかりとやって、そのかわりといっはなんです、住民に求めるものは求めていきたいという考えでお願いをさせていただいているところでございます。

あとの質問については、ひっくるめて答弁をさせていただきたいと思います。公共料金の統一については、担当部長より説明をさせていただきたいと思います。

まず、土地の価格についてでございますが、宅地については不動産鑑定士に鑑定を委託し、その鑑定価格の7割程度を固定資産評価額として決定をしているところであります。

宅地については、大きく住宅用地と非住宅用地に分かれます。個々の宅地について見ると、宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものを、ご承知のとおり負担水準といいます。負担水準の低い住宅用地については、負担水準が80%に達するまで、また、非住宅用地については60%に達するまで、課税標準額が上がる仕組みになっております。商業地区や住宅地区の一部の宅地では、既に負担水準が80%や60%に達しており、評価替え等に伴い税額が下がっているところや据え置きになっているところもございます。しかしながら、市全体の宅地について見ると、住宅用地と非住宅用地ともに、約8割の宅地については負担水準がまだその域に達しておらず、今後80%あるいは60%に達するまで課税標準額が徐々に上がることとなります。

なお、ことしの国の税制改正により、以前より約5%ほど税負担がふえることとなります。

また、田んぼ、畑、山林等の土地については、旧3市町において、地目ごとに標準地を10数ポイント定めて評価額を決定しているところであり、今のところ統一することは検討しておりません。

しかし、雑種地については、旧3市町において評価のばらつきがあります。具体的に申

し上げますと、旧笠間市では、近隣の宅地の評価額に対して70%、旧友部町では40%から50%、旧岩間町では50%から60%の割合で決定されております。このばらつきにつきましては、平成21年度評価替え等に統一することを検討しております。以上です。

議長（大関久義君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 5番野口議員のご質問にお答えします。

上水道料金の統一の時期についてのご質問でございますが、公共料金は、合併後の住民サービス及び費用負担の公平性を確保する観点から、統一されることが望ましいと考えますが、旧笠間市、友部町及び岩間町の水道事業の場合、水源や事業投資額等経営基盤の相違により料金の格差が生じている状況にあります。合併基本計画においては、このような現状を踏まえ、水道料金については料金格差が大きく、直接住民に負担となる項目であることから現行どおりとし、合併後、段階的に調整するものであると方針が出されているところであります。

水道事業につきましては、合併後も3事業にて経営しておりますが、公営企業の基本理念であります公益性、経済性、効率性等を図るためには、3事業の統一が必要であると考えております。このようなことから3事業の評価分析をし、議会や水道運営審議会等のご意見をお聞きしながら、事業統一に向けた新笠間市の水道指針となります笠間市水道事業基本計画を、平成18年度、19年度の2カ年で策定を進めてまいります。水道料金の統一及び時期につきましてもこの中で検討し、決定していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大関久義君） 5番野口 圓君。

5番（野口 圓君） 10%に上がったのは、税制改正によって5%がのっかってきたということですね。今まで5%できたものが、減税措置、特例措置で2.5になったけれども、それが終わって5%に戻らないで10%になったということでございますね。

国から交付金をもらっている地方公共団体では、特別な減税などということとはできないと思っておりますが、税の算定の基準になる部分であるとか、地方自治体に任されている部分での軽減措置を何とかとれないものかというふうにお伺いしたい。

暮らしやすいまち笠間、訪れてよいまち笠間というフレーズがうたい文句ですが、便利で豊かでというイメージです。そこには、負担が少ないという要素が入っているのではないかと私は感じます。暮らしやすい、税金は重いというのは両立しない。地方自治体の財政を中心に考える、また、各種保険機構の財政、各種団体の財政を中心に考えると、負担増しか答えは出てこないのかもしれませんが、納税者の側に立った視点、もう一歩きめ細かな配慮がとれないものか。このまま毎年毎年滞納者がふえていく、納められなくて差し押さえられる場合も出てくる、これで果たして健全な状態なのかというふうに私は思います。

特に固定資産税は、日本では、国税、地方税全体の中で12%を占めておりますけれども、

地方税の中では28%ぐらい、30%に近い数字になります。ドイツでは全課税の2%です。スウェーデンでは4%、固定資産税というものが財産税として考えられるのはおかしいという今議論が出てきております。ほかの金の延べ棒であったり、株券であったり、そういったものは一切税金はかからないわけです。譲渡所得には全てかかりますけれども、所有していることに税金はかかっていないわけです。

山口市長の行財政改革にかける熱意は非常に高く評価いたしますけれども、急激な改革が急激な痛みを伴うのであれば、これは痛みを和らげる方法を考えるべきであると。痛みはやがて声となって、また行動となってあらわれてくるというふうに私は考えます。市民に大きな痛みや負担をかけずに、ゆっくりと納得のいく行財政改革を断行していただきたい。

歴史の勉強になっちゃうのですが、織田信長が楽市楽座という免税措置をとったおかげで、城下の繁栄と民衆の信望を集めました。現在は、シンガポールという都市国家が驚異的な発展を遂げましたが、その背景にも、税負担を極端に軽減した政策が功を奏しております。笠間が、新たな活力を生み出す一つの大きな力として、重税感のない、暮らしやすいまち笠間を、文字どおり実現すべきではないかと思えます。

最後に、先ほどの、何らかの部分で軽減措置はとれないかというお答えをいただきたいと思えます。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 税の負担軽減の何らかの措置はとれないのかということについてでございますが、先ほど、いろいろ調べてみるという話をしましたが、非常に難しいかとは思えます。

ご承知のとおり、ことしの笠間市の一般会計 270億円のうち83億円の市税が予定されておるわけでございますが、そのうち半分強の45億円が固定資産税ということで、笠間市の大きな税の財源にもなっておるわけでございますので、税につきましては公平な負担をお願いして、その分、我々がしっかりとした財政運営をしていくことが重要であると考えております。

議長（大関久義君） 以上で、野口 圃君の一般質問を終わります。

続いて、29番宮本 昇君の発言を許可いたします。

29番宮本 昇君。

〔29番 宮本 昇君登壇〕

29番（宮本 昇君） 先刻通告いたしました笠間市消防本部の指令伝達についてお尋ねいたします。

先日、旧岩間町内において痛ましい火災が発生いたしました。4歳の子供と助けに来た方がやけどを負いました。また、29歳の奥様が「助けて」と叫びながら人の見ている前で

命を落とされました。この奥さんは、あと2週間くらいで子供が生まれる予定だったそうです。葬儀の際には市長も参列していたようですけれども、子供の名前までつけられていたようです。位牌も二つ並んでおりました。もうちょっと早く火災現場に消防車が到着していれば助け出されたのではないかと思います。

そこでお尋ねいたします。1番、指令伝達はどのようになっているのか。2番、指令を出して近くの消防署より火災現場までどのくらいで消防車が到着できるのかお尋ねいたします。

議長（大関久義君） 消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 29番宮本議員の質問にお答えいたします。

消防業務の事案につきましては個人にかかわる情報が多いため、詳細につきましてはお答えしかねる点、あらかじめご理解いただきたいと思います。

通常の火災、救急が発生した場合の119番通報は、消防本部の通信指令装置にまず入電されます。その通報内容により、住所、番地、目標物等を確認し、出動要請する消防署にファクスにより指令する仕組みになっております。

ご指摘の時間の短縮ということではありますが、火災等の発生時には、当事者はもちろん、周囲の人からのいち早い通報が、出動指令及び消防車両の現場到着までの時間を短縮されることとなります。

8月31日発生しました本件火災についてですが、16時29分に覚知し、署16時30分出動、現場到着16時34分。この間、距離2.2キロ、所要時間が3分30秒で現場到着しております。当時の状況として、出動時、黒煙を発見している、また到着時の状況は、一、二階から炎が噴き出ている最盛期火災であったと。これらを分析しますと、火災発見及び通報がおくれたことが推察されると思います。

これらを踏まえ、広報紙、チラシ、あるいは避難訓練指導、防火講和等を通じ、火災発生時の対応として、早い発見、早い通報、そして早い消火が被害を軽減、あるいは生命財産の保護が図られるということ、今後さらに周知徹底していきたいと、このように考えております。以上です。

議長（大関久義君） 29番宮本 昇君。

29番（宮本 昇君） わかりました。

そこで思うのでありますが、笠間消防本部へ通報が入って、それから旧岩間、友部に通知がいくということでしょうけれども、聞く人が又聞きになったりなんかすると思うのですよ。それで思うのですけれども、例えば、岩間から通報が入った場合には、すぐ岩間の消防署へいくとか、旧友部へ入るとか、できれば、その方が早いんじゃないかと思うのですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

私も、岩間町内60何年住んでいますけれども、例えば、岩間町下郷何番地という通報があっても、全然自分ではわかりません。そうなった場合に、消防本部の方が通知を受けた

ってなおわからないと思うのですよ、岩間下郷と言われても。だから、それはわかりませんけれども、できれば岩間から通報があったらすぐ岩間、友部からあった場合はすぐ友部と、支所へ連絡ができないのかお尋ねいたします。

議長（大関久義君） 消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 宮本議員の再度の質問ですが、広域消防になった当時は、各消防署へ 110番はいくようになっておりました。ただ、広域になりまして、一斉指令装置というこれは大変高価なあれなんです、それを消防本部で統制しまして、入電してファクスでいくということで、各消防署では、それらの場所は当然把握しております。これは通報がいく前に火災現場への出動要請は当然いっていますので出動しております。その途中でどういう状況かと、こういったものが無線により流れていくというシステムになっております。以上です。

議長（大関久義君） 29番宮本 昇君。

29番（宮本 昇君） それはそれでわかりました。

それと、私また思うのですけれども、建築基準法には、2階建て住宅の場合は、避難ばしごや避難ロープはつける必要がないようでございます。もしもロープや縄ばしごがついておれば助かったのではないかと思うのであります。2階建て住宅の場合、最近消防法で感知器、火災報知機が義務づけられているようでございますけれども、それは本当によいことですが、それ以上に、例えばロープや縄ばしごがあれば安全ではないかと思うのです。

先日、建築屋さんとお話いたしました。建築屋さんは、最近の家は総二階の家が多く、建築士さんサイドでその心配しているということでございました。通告はしてありませんが、そこで市長にお尋ねいたします。笠間市独自で、縄ばしごやロープなどをつける条例、また規則はできないものでしょうか。また、首長がその条例をつくる気はあるのかお尋ねいたします。答弁はできる範囲内で結構でございます。お願いいたします。

議長（大関久義君） 宮本議員、通告制をとっておりますので、わかる範囲でということによろしいですか。

29番（宮本 昇君） それで結構でございます。

議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 通告外の突然の質問でございますので、お答えありません。

議長（大関久義君） 消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 先ほど答弁の中で「110番」と申し上げました、「119番」の誤りなので訂正いたします。

議長（大関久義君） 宮本 昇君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（大関久義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、あすの本会議は10時から再開いたしますので、時間厳守の上、ご参集ください。
大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 5 1 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 成 田 正

署 名 議 員 藤 枝 浩